

傍受の原記録が傍受令状を発付した裁判官が所属する地方裁判所の本庁又は支部以外の当該地方裁判所の本庁又は支部に提出された場合における訟廷事務の取扱いについて

平成12年8月14日総三第89号地方裁判所長
あて総務局長，刑事局長通達

改正 平成17年12月7日総三第000859号
平成31年4月18日総三第91号

傍受の原記録が傍受令状を発付した裁判官が所属する地方裁判所の本庁又は支部（以下「発付庁」という。）以外の当該地方裁判所の本庁又は支部（以下「非発付庁」という。）に提出された場合における訟廷事務については、他の通達に定めるところによるほか、下記によってください。

記

1 非発付庁における事務

(1) 受付日付の表示

非発付庁において犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第25条第4項及び第26条第4項に規定する記録媒体並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号。以下「規則」という。）第9条に規定する書面（以下、これらを「傍受の原記録等」という。）の提出を受けたときは、庁名を表示した受付日付印を用いて、規則第9条に規定する書面の第1ページの余白の見やすい箇所に受付の日を表示する。

(2) 発付庁への傍受の原記録等の送付

ア 送付の形式

傍受の原記録等には、送付する傍受の原記録等を登載した事件関係送付簿の写しを添付し、発付庁に送付する傍受の原記録等を特定するために、事件関係送付簿の写しの該当する箇所の冒頭又は末尾に取扱者が認印する。

イ 送付の時期

傍受の原記録等は、受け付けた後、速やかに発付庁に送付する。

2 発付庁における事務

発付庁において、非発付庁から傍受の原記録等の送付を受けたときは、規則第9条に規定する書面に1の(1)により表示された受付日付印の傍ら又は第1ページの余白の見やすい箇所に発付庁において受領した日を表示した上、取扱者が認印する。

付記

この通達は、法の施行の日（平成12年8月15日）から実施する。

付記（平17.12.7総三第000859）

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

付記（平31.4.18総三第91号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行の日から実施する。